

## 随意契約理由書

件名	総合教育センター地域熱供給受入れ自動制御設備整備業務
契約の相手方	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
<p>随意契約の理由</p> <p>平成2年7月31日完成の神戸市総合教育センター(以下、施設)は、築後29年が経過し、施設の設備の老朽化が顕著になっている。</p> <p>施設の空調設備は、熱源を持たない、外部の熱供給事業者(株)OGCTS)から熱(冷水と蒸気)の供給を受け入れ、自動制御により空調を行う仕組みである。</p> <p>この熱供給受入れ制御システムについても、制御機器類の老朽化が著しいため、システムの故障、不具合を未然に防ぐ保全の観点から、制御機器類の取替を行う設備整備業務を行う。</p> <p>本設備整備業務における取替機器は、施設全体の空調の自動制御を一体的に行うシステム(空調自動制御システム)における重要な構成機器であり、他のメーカーの機器とは個々の部品構造が異なるために互換性がなく、本整備業務に必要なシーケンス制御やシステム構造に関する詳細な情報はメーカーのみが知りえることから、各部位の調整値などを適正に管理し、空調自動制御設備全体の性能及び品質を保証するのは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>また、他のメーカーが整備を行った場合、責任の所在が不明確になることから、それ以降メーカーから当該空調自動制御システムに対する機能保証が得られなくなる。</p> <p>よって、今後長年に渡って故障のリスクを回避する安全で確実な整備業務は、施設の既設自動制御機器メーカーである上記業者しか出来ないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	<b>【技術支援担当部署】</b> 建築住宅局 設備課 機械係 (電話 078-595-6602)